

# 「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の概要

## 背景

平成 24 年 6 月 11 日から 6 月 20 日にかけてオーストラリア・ホバートにて開催された第 35 回南極条約協議国会議において、南極特別保護地区の区域指定の変更、南極特別保護地区内での活動条件等を定める管理計画の改正及び南極史跡記念物の名称等の改正が採択された。

これらを国内法令において担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成 9 年総理府令第 53 号。以下「施行規則」という。)の一部を改正するもの。

## 概要

### 1. 南極特別保護地区の区域の新規指定及び変更（施行規則第 1 条関係）

第 72 南極特別保護地区の区域を新規指定し、4 つの南極特別保護地区（第 9、第 11、第 15 及び第 40）の区域を変更する。

### 2. 南極史跡記念物の指定（施行規則第 8 条関係）

7 つの南極史跡記念物（第 4、第 7、第 8、第 9、第 10、第 11 及び第 37）の名称及び位置を改正する。

### 3. 南極特別保護地区ごとに認められる活動要件（施行規則第 12 条関係）

下記（1）～（8）の既存の南極特別保護地区については、認められる活動要件を追加又は一部変更し、新規指定する（9）の南極特別保護地区については新たに活動要件を規定する。

以下、（1）～（8）については追加・変更のあった要件のみ記載。（9）については新規指定に伴う新たに規定されたすべての要件を記載。

#### （1）第 9 南極特別保護地区

- ・当該地区内での移動を徒歩のみに限定
- ・当該地区内への航空機の着陸地点を指定
- ・当該地区内に設置する工作物に設置年月日等を明記
- ・生きている動物、植物又は微生物の持込みを禁止

#### （2）第 10 南極特別保護地区

- ・当該地区への立入地点を変更
- ・当該地区内での移動を徒歩のみに限定
- ・当該地区内への航空機の着陸地点を変更
- ・当該地区内での野営実施箇所を変更

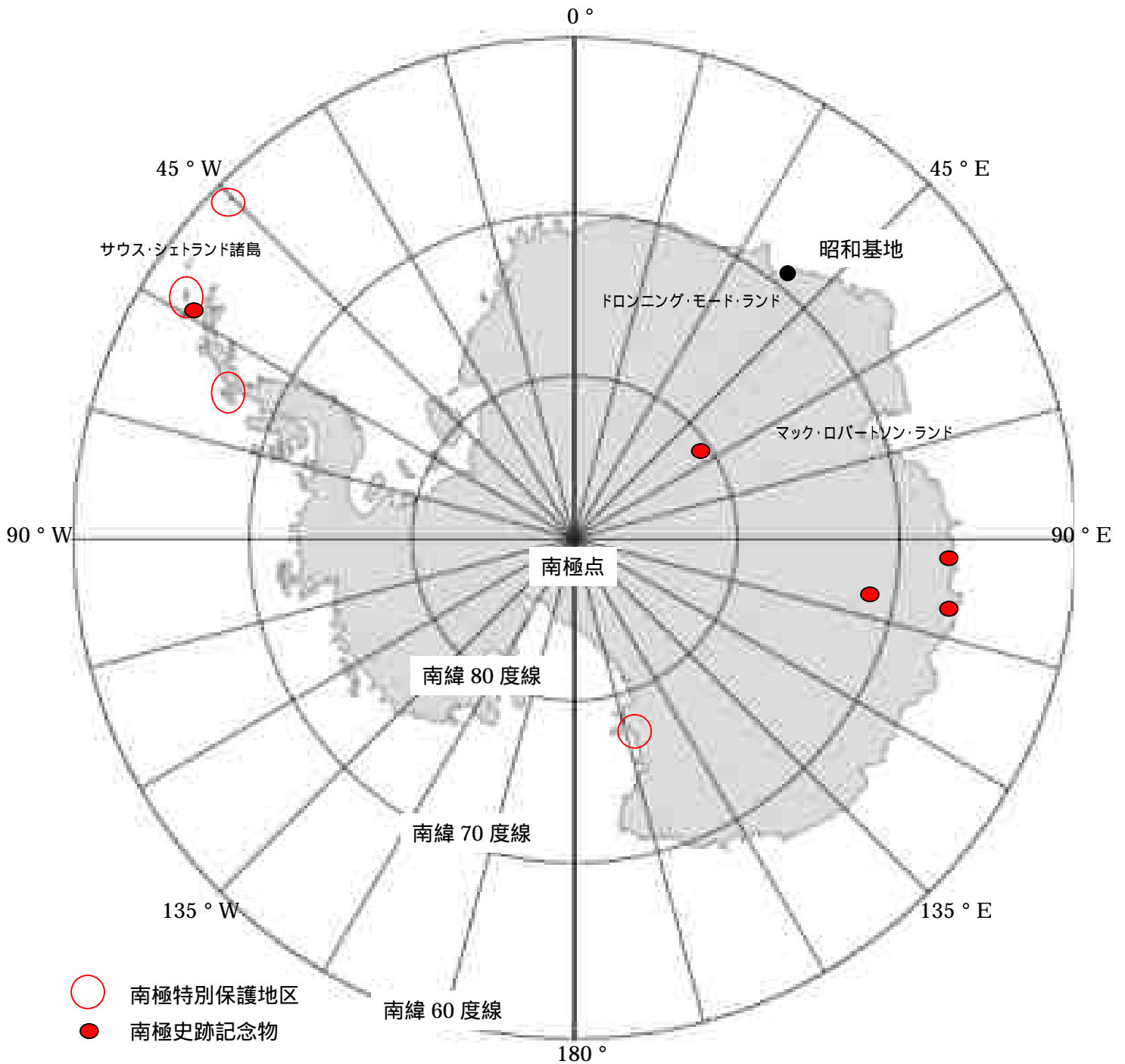
#### （3）第 11 南極特別保護地区

- ・一定期間の航空機の着陸を禁止
- ・当該地区内に設置する工作物に設置年月日等を明記
- ・当該地区内での野営実施箇所の指定
- ・生きている動物、植物又は微生物の持込みを禁止

- ・当該地区内に持ち込むすべての物品に洗浄又は滅菌を義務づけ
- (4) 第12 南極特別保護地区
- ・当該地区内での移動を徒歩のみに限定
  - ・当該地区内に設置する工作物に設置年月日等を明記
  - ・当該地区内での野営の禁止
  - ・家きんの加工品の持込みを禁止
  - ・生きている動物、植物又は微生物の持込みを禁止
  - ・当該地区内に持ち込むすべての物品に洗浄又は滅菌を義務づけ
  - ・除草剤又は殺虫剤の持込みを禁止
- (5) 第15 南極特別保護地区
- ・当該地区内への立入地点を指定
  - ・当該地区内への立入禁止地点を指定
  - ・当該地区内での移動を徒歩のみに限定
  - ・当該地区内への航空機の着陸地点を変更
  - ・鳥類の繁殖地に近づくことができる距離と期間の設定
  - ・当該地区内での野営実施箇所の変更
- (6) 第29 南極特別保護地区
- ・当該地区内での移動を徒歩のみに限定
  - ・除草剤又は殺虫剤の持込みを禁止
- (7) 第33 南極特別保護地区
- ・当該地区内で認められる活動に「普及啓発活動」を追加
  - ・当該地区内での移動を徒歩のみに限定
  - ・当該地区内への航空機の着陸地点を変更
  - ・当該地区内に持ち込むすべての物品に洗浄又は滅菌を義務づけ
- (8) 第40 南極特別保護地区
- ・当該地区内での移動を徒歩のみに限定
- (9) 第72 南極特別保護地区 [ 新規指定 ]
- ・当該地区内で認められる活動として「科学的調査」「教育活動」「普及啓発活動」「管理活動」を設定
  - ・当該地区内での移動を徒歩のみに限定
  - ・航空機の着陸地点を指定
  - ・当該地区内に設置する工作物に設置年月日等を明記
  - ・当該地区内での野営実施箇所を指定
  - ・生きている動物、植物又は微生物の持込みを禁止
  - ・当該地区以外の土壌の持込みを禁止
  - ・当該地区内に持ち込むすべての物品に洗浄又は滅菌を義務づけ
  - ・除草剤又は殺虫剤の持込みを禁止
  - ・当該地区内での廃棄物の処分を禁止
  - ・当該地区内への立入後に環境大臣への報告を義務づけ

# 改正に関連する南極特別保護地区、南極史跡記念物位置図

各番号に対応する南極特別保護地区、南極史跡記念物は次ページに



各番号に対応する南極特別保護地区、南極史跡記念物は次ページに記載。

## 南極特別保護地区

- 第9 南極特別保護地区(サウス・オークニー諸島のモウ島)
- 第10 南極特別保護地区(サウス・オークニー諸島のリンチ島)
- 第11 南極特別保護地区(サウス・オークニー諸島のパウエル島南部及びその近隣の諸島)
- 第12 南極特別保護地区(ロバート島のクッパーマイン半島)
- 第15 南極特別保護地区(グレアム・ランドのマルグリット湾のラゴテルリ島)
- 第29 南極特別保護地区(アデレード島のロゼラ岬)
- 第33 南極特別保護地区(サウス・シェトランド諸島のネルソン島西海岸のハーモニー岬)
- 第40 南極特別保護地区(サウス・シェトランド諸島のデセプション島)
- 第72 南極特別保護地区(ヴィクトリア・ランドのマクマードドライ谷のテイラー氷河の低地とブラッドフォールル)

今回新規指定又は区域の変更がある地区

### 南極史跡記念物

- 第4 南極史跡記念物(千九百五十八年のソヴィエト南極探検隊による到達不能極征服を記念した銘板と共にV・I・レーニンの胸像が取り付けられている基地の建物)
- 第7 南極史跡記念物(千九百五十六年に死亡したイワン・カルマを記念してプロムスキー島に建てられた銘板のはめ込まれた石)
- 第8 南極史跡記念物(ミールヌイ観測所から二キロメートル地点にあるミールヌイ・フォストク・ルートに置かれたそりに設置された、任務遂行中に死亡したアナトリー・シチェグロフを記念する銘板がついた金属製の記念碑)
- 第9 南極史跡記念物(任務遂行中に死亡したソヴィエト南極観測隊のソヴィエト、チェコスロバキア、ドイツ民主共和国及びスイス市民が埋葬されているミールヌイ観測所近くのプロムスキー島にある墓地)
- 第10 南極史跡記念物(千九百五十六年のオアシス基地の開設を記念する銘板がついた、バンガー丘陵のドブロウォルスキー基地の地磁気観測所)
- 第11 南極史跡記念物(千九百五十七年のポストーク基地の開設を記念する銘板がついた、地球の地磁気極への最初の横断に関わった重トラクター)
- 第37 南極史跡記念物(千九百四十八年にベルナルド・オヒギンス基地の前に建てられたベルナルド・オヒギンスの総司令官の胸像、同年二月十八日にチリ共和国ガブリエル・ゴンザレス・ヒデラ大統領により開設された旧ベルナルド・オヒギンス南極基地、千九百五十七年八月十二日に南極大陸で死亡したオスカー・イノストローザ・コントラス中尉及びセルジオ・ポンス・テリアルバ中尉を追悼した銘板及びベルナルド・オヒギンス基地の周辺にあるバージン・デル・カルメン洞窟)